

愛媛大学総合情報メディアセンター医学部分室内規

平成 16 年 4 月 1 日

制 定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、愛媛大学総合情報メディアセンターフィルム室規程第 4 条の規定に基づき、愛媛大学総合情報メディアセンター医学部分室（以下「分室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第 2 条 分室に、愛媛大学総合情報メディアセンター医学部分室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、分室の運営に関する事項について審議する。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 分室長

(2) 分室長以外の愛媛大学総合情報メディアセンター医学部分室運営委員会委員

(3) 教授 3 名

(4) 教授以外の教員 2 名

4 前項第 3 号及び第 4 号の委員は、研究科長が委嘱する。

5 前項の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員に、委員長を置き、分室長をもって充てる。

7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(事務)

第 3 条 分室に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年 11 月 16 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 18 年 8 月 23 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 25 年 11 月 28 日から施行する。